

# 令和6年 京都市居住支援協議会 総会

日時：令和6年7月4日（木）15時00分～17時00分  
場所：オンライン（ZOOMミーティング）

## 次 第

### 1 開会

### 2 議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告
- 第2号議案 令和5年度決算
- 第3号議案 令和6年度事業計画
- 第4号議案 令和6年度予算案

### 3 その他

### 4 閉会

#### <配布資料>

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 第1号議案
- 資料3 第2号議案
- 資料4 第3号議案
- 資料5 第4号議案
- 参考1 市民しんぶん7月号・2月号におけるチラシの全戸回覧
- 参考2 セーフティネット相談会
- 参考3 京都市すこやか住宅ネットの改修
- 参考4 公明新聞への記事掲載
- 参考5 京都市居住支援協議会会則

## 令和6年 京都市居住支援協議会 総会 出席者名簿

(敬称略)

所属団体名		役職名等	氏名	備考
不動産 関係団体	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会	情報提供委員会 委員長代理	山田 崇博	
	公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部	副本部長	長沢 洋	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部	相談役	櫻井 啓孝	
	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会	相談役 理事	岡本 秀巳 竹中 和也	○
福祉 関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会	会長	秋山 博之	
	一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会	会長	奥本 喜裕	●
	一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会	すまい・生活支援部会長	杉原 優子	
オブザー バー	京都弁護士会	弁護士	舟木 浩	
	独立行政法人 都市再生機構	担当課長	中村 寿宏	
		課長	佐藤 信二	
		主幹	植中 洋介	
	ホームネット株式会社	居住支援連携室 室長	高月 義博	
	有限会社京都くらし支援センター	居住支援統括部 部長	土岐 美樹子	
	一般社団法人 my whereabouts	代表理事	竹口 宏樹	
	一般社団法人 高齢者住宅支援連絡会	代表理事	斉尾 亨	
	Renovater株式会社	代表取締役	松本 知之	
		取締役	中田 喬子	
	NPO法人くらしコープ	理事	余根田 保	
		理事	江尻 茂朗	
		会員	藤岡 悠人	
	株式会社 居場所	代表取締役	小出 享一	
	株式会社ハチノジ	代表取締役	松浦 立樹	
	株式会社ホーム・ライフ	代表取締役	田中 哲	
			芦田 明子	
	一般社団法人つなぐ	代表理事	川口 正和	
	K'sスタジオ合同会社	代表	金子 紅美枝	
	株式会社アイバード	代表取締役	津田 信吾	
		部長	鈴木 弘美	
	合同会社オフィスルピナス	代表社員	鈴木 英行	
	株式会社都ハウジング		新居 功己	
	株式会社 SKY NET	部長	星野 英俊	
	一般社団法人ルトレップル	代表理事	湯澤 陽子	
			岡 知子	
	一般社団法人くらしの解決研究所	代表理事	飯塚 博士	
	株式会社レクスド		西川 高志	
	合同会社lonear	一般社員	難波 克裕	
株式会社Y's		山本 英生		
株式会社ランドスタイリング	営業	妹尾 兼太郎		
合同会社セブンスターズ	代表社員	田代 貴之		
行政等	京都市住宅供給公社	専務理事兼事業部長	森 知史	
	京都市保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課長	中川 理恵	
		健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 在宅福祉係長	村石 佑介	
		健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 主任	塩谷 侑己	
		障害保健福祉推進室 在宅福祉課長	鈴木 一史	
		障害保健福祉推進室 在宅福祉第二係長	鈴木 裕隆	
		障害保健福祉推進室 在宅福祉第二係員	田中 彩葉	
		生活福祉部生活福祉課 生活福祉課長	今井 篤	
		生活福祉部生活福祉課 生活困窮者自立支援係長	高橋 幸大	
		生活福祉部生活福祉課 担当係長	後井 洋佑	
		生活福祉部生活福祉課 係員	池本 陽一	
	京都市都市計画局	住宅室長	田中 英明	◎
		住宅室住宅政策課 企画担当課長	神谷 宗宏	
		係長	栗山 剛	
		担当	古川 さおり	
	京安心すまいセンター	センター長	吹上 裕久	
		係長	趙 賢株	
		担当	金山 路	
	京都府住宅課	主幹兼係長	和田 由美子	
		副主査	長牛 拓也	

## 第1号議案

## 令和5年度事業報告

## 1 すこやか賃貸住宅及び協力店

## (1) 登録状況

	令和4年度	令和5年度	差引
登録住宅（戸）	5,509	6,319	810
協力店（件）	176	163	△13
セーフティネット住宅（戸）	6,319	6,701	382
うち 専用住宅（戸）	11	10	△1

## (2) 登録促進の取組

- ・ 賃貸住宅オーナーへのダイレクトメールの送付3,500件（11月）
- ・ 協力店に対し物件登録を進めてもらうよう電話・メール等により働きかけた。

## (新規)

- ・ 協力店に対し登録物件更新をお願いするお知らせを月2回自動送信することにより、登録情報の更新を促している。
- ・ 空き家・空き室等を所有する家主に対し、すこやか賃貸住宅への物件登録を促進する目的で、7月及び2月に市内全戸回覧チラシを配布した。（参考1参照）

## 2 高齢者すまい・生活支援事業

## (1) 延べ成約件数

令和4年度105件 → 令和5年度110件

## (2) 実施地域

北区（6学区）、上京区（4学区）、左京区（全域）、東山区（7学区）、山科区（全域）  
南区（11学区）、右京区（13学区）、伏見区（18学区）

## (3) 参画団体

## ア 不動産事業者

永都、長栄、東峰、フラットエージェンシー、プレールクリエイション、ホームライフ、都ハウジング、ランドスタイリング

## イ 社会福祉法人

嵐山寮、市原寮、北野健寿会、京都福祉サービス協会、京都老人福祉協会、健光園  
こころの家族、清和園、同和園、洛東園、リガーレ暮らしの架け橋

## (4) 運営委員会実務担当者作業部会

第1回 4月26日

第2回 7月26日

第3回 10月25日

第4回 1月17日

### 3 高齢期の住まいの相談会

#### (1) 開催実績

開催日	相談組数	不動産関係団体	福祉関係団体
7月25日	8組	京都府宅地建物取引業協会	京都市地域包括支援センター・ 在宅介護支援センター連絡協議会
9月26日	10組	全日本不動産協会京都府本部	
11月28日	2組	日本賃貸住宅管理業協会京都府支部	
1月23日	2組	京都府不動産コンサルティング協会	

#### (2) 相談概要

##### ア 年齢層

60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	不明
5組	11組	4組	1組	1組

##### イ 相談理由（複数選択有）

情報収集	経済的理由	老朽化・立退き	身体上の不安	相隣関係	その他
13組	4組	1組	3組	0組	10組

##### ウ 提供した情報等（複数選択有）

安価な住宅情報	高齢者向け住宅情報	持ち家の売却や活用方法	介護保険制度	すこやか賃貸住宅協力店	その他
5組	5組	5組	3組	3組	2組

### 4 障害者に対する居住支援の取組

#### (1) 相談会の開催

賃貸住宅をお探し・お困りの障害者、高齢者の方、また、空き家や空き室を活かした社会貢献を希望する家主などに向けたセーフティネット住宅相談会を北区の居住支援法人と共同で開催。障害者3名、家主1名の申込があった。（参考2参照）

#### (2) 障害のある方の暮らしを紹介する動画～視覚障害者編～

障害のある方への理解を深めてもらう取組の中で、身体・知的・精神に続き、視覚障害の方の一人暮らしの様子を京都市すこやか住宅ネットで令和5年4月7日に配信した。

### 5 京安心すまいセンターにおける居住支援に関する相談業務

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R5	54	50	95	107	107	117	113	76	86	72	120	81	1,078
R4	25	33	45	61	48	40	66	48	40	57	37	57	557
R3	26	17	20	16	22	30	25	31	43	14	23	32	299

#### [相談件数増加の要因]

- ・ 市民しんぶん全市版、ダイレクトメール、全戸回覧チラシなど広告媒体を活用し、居住支援事業の周知を実施した。
- ・ 区役所や消費生活相談センターなど他の相談窓口との連携強化により、住まいに関する相談につ

いて京安心すまいセンターを紹介されるケースが増加している。

- ・ 令和 5 年度より居住支援事業の対象が低額所得者にも拡大されたことによる普及啓発活動及び京都市保健福祉局生活福祉課への周知により、生活保護世帯からの相談件数が急増した。

## 6 居住支援窓口機能の強化及び福祉との連携強化

### (1) 窓口機能の強化

- ・ 令和 4 年度から、都市計画局住宅室住宅政策課が担当する居住支援協議会に関する業務について、京安心すまいセンターに移管し、居住支援業務を専属で担当する職員を増員した。

### (2) 福祉との連携

- ・ 令和 4 年 6 月に「ひと・まち交流館京都」へ移転し、これを契機に同館に入居する「京都市長寿すこやかセンター」をはじめ京都市社会福祉協議会との連携を強化し、相互の窓口への案内や連絡調整を実施している。  
これにより、福祉的な課題を持つ方々に対してより円滑な居住支援を実施できるようになった。
- ・ 京都市保健福祉局生活福祉課との連携により、生活保護世帯からの相談について連絡調整などを行うことで、より円滑な住まい探しを行っている。
- ・ 令和 5 年 12 月に京都市社会福祉協議会・京都市福祉ボランティアセンター主催の交流イベント「k y o t o ころつながるプロジェクト」(ゼスト御池河原町広場で開催)に出展し、京安心すまいセンターの P R、広報グッズの配布、すまい探し相談やすまいの情報提供を行った。

### (3) 居住支援協議会事業への協力依頼及び周知活動

福祉分野との連携体制の構築と居住支援活動の周知を図るため会議等へ参加した。

- 5 月 1 2 日 (金) 保健福祉局研修に居住支援協議会の取組を周知
- 5 月 2 2 日 (月) 生活福祉課会議において取組を周知
- 6 月 9 日 (金) 地域包括研修において取組を紹介
- 6 月 1 5 日 (火) 中部圏域障害者自立支援協議会研修において取組を紹介
- 6 月 2 6 日 (月) ケースワーカー面談担当会議において取組を周知
- 7 月 1 9 日 (水) 上京区事業者連絡会において取組を周知
- 9 月 1 5 日 (金) 南区事業者連絡会において取組を周知
- 9 月 3 0 日 (土) 高齢者なんでも相談会において取組を周知
- 1 0 月 2 4 日 (火) 京都府障害児親の会研修会において取組を紹介
- 1 0 月 3 0 日 (月) 生活福祉課会議において取組を周知
- 1 2 月 1 日 (金) 北区の居住支援法人と共催で障害者相談会を開催

## 7 居住支援法人との連携強化

相談件数の大幅な増加や相談内容の多様化に伴い、相談者のすまい探しにおいて居住支援法人との連携による取組が欠かせないため、連携強化に向けて次の事業を実施した。

- ・ 居住支援法人の活動促進と居住支援法人同士の意見交換の場として、京都府と共同で居住支援法人連絡協議会を開催した。

(第 1 回 : 9 月 14 日、第 2 回 : 1 月 19 日、第 3 回 : 3 月 14 日)

- ・ 新規指定の居住支援法人へ居住支援協議会の取組や事務局である京安心すまいセンターについての説明を行ったうえで、事業内容についてアンケートを実施。事業内容などをまとめた個票を作成し、京都市すこやか住宅ネットに掲載を行った。

## 8 家主に対する働きかけを実施

住宅確保要配慮者からの相談時に、京都市のすこやか賃貸住宅及びセーフティネット住宅に登録されている空き家・空き室を紹介しているが、マッチングする物件の確保が大きな課題となっていることから、活用されていない空き家・空き室の掘り起こしを行うため、家主向けチラシを作成し、全戸回覧を2回実施した（再掲）。その結果、家主から43件の申し込みがあり、うち37件が賃貸物件として登録され、うち14件が入居につながった。

## 9 その他

### (1) 低額所得者への居住支援の拡大

- ・ 低額所得者への居住支援の拡大に向け、すこやか住宅ネットに掲載している協力店の情報に低額所得者を追加し情報発信を行った。（参考3参照）

### (2) 京都市すこやか住宅ネットのウェブサイトの改修・更新

- ・ すこやか賃貸住宅の空き室等の状況がタイムリーに反映できるよう、協力店が使用する物件登録サイトとすこやか賃貸住宅とのシステム連携について試行的に実施し3月より連携を開始した。これにより、空き家・空き室の状況がタイムリーに反映できるようになり登録件数が増加した。

### (3) 啓発物品の作成・配布

- ・ 京安心すまいセンターで取り組んでいる相談会や各種イベント等において、居住支援協議会事業の宣伝・周知を行うための啓発物品を作成し参加者に配布した。

### (4) 公明新聞への記事の掲載

- ・ 公明新聞よりすこやか住宅ネットの取組に関する取材を受け、すこやか住宅ネットに関する記事が掲載された。（参考4参照）

## 第2号議案

**令和5年度 決算**  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	備考
<b>I 収入の部</b>			
負担金	500,000	500,000	京都市負担金
広告料	220,000	220,000	不動産4団体バナー広告料
預金利息	10	8	受取利息
国庫補助	6,623,481	4,479,478	国交省(居住支援協議会等活動支援事業)
当期収入合計…(A)	7,343,491	5,199,486	
前期繰越収支差額…(B)	1,011,509	1,011,509	
収入合計…(A)+(B)=(C)	8,355,000	6,210,995	
<b>II 支出の部</b>			
1 事業費	7,085,000	4,059,278	
(1) すこやか賃貸住宅及びすこやか賃貸住宅協力店	630,000	387,266	セーフティネットDM(印刷10,780円、封入・配送352,220円、封筒・宛名シール24,266円)
(2) 高齢者すまい・生活支援事業	2,200,000	1,400,000	運営委員会事務局経費210,000円 生活支援事業活動費1,190,000円
(3) 高齢期の住まいの相談会	525,000	267,042	チラシ配送44,552円、会場使用料10,740円、タクシー代8,600円、開催通知3,150円、相談員謝礼200,000円
(4) 障害者への居住支援の拡大	400,000	40,150	北区相談会ポスター印刷36,520円、ポスター配送3,630円
(5)京安心すまいセンターの周知	1,000,000	1,280,730	広報グッズ作成(マスク99,000円、エコバッグ187,000円、付箋290,400円) バナースタンド作成123,200円 地域回覧印刷305,580円、地域回覧配送275,550円
(6)居住支援法人活動促進	500,000	0	
(7)家主に対する働きかけ	1,630,000	584,980	地域回覧印刷309,430円 地域回覧配送275,550円
(8)低額所得者への居住支援の拡大	200,000	99,110	すこやか住宅ネットHP改修99,110円
2 管理費	258,491	489,128	
(1) 事務局運営費	128,491	259,328	パンフレットスタンド他購入191,564円、タブレット通信料14,444円、振込手数料20,680円、会議等会場費4,300円、イベント参加交通費28,340円
(2) 京都市すこやか住宅ネット	130,000	229,800	すこやか住宅ネットHP保守管理129,800円 すこやか住宅ネット連携改修負担金100,000円
当期支出合計…(D)	7,343,491	4,548,406	
当期収支差額…(A)-(D)	0	651,080	
負担金の返還…(E)	0	431,072	
次期繰越収支差額…(C)-(D)-(E)	1,011,509	1,231,517	

## 監査報告書

京都市居住支援協議会  
会長 田中 英明 様

私監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度における会計の監査を行い、次のとおり報告します。

- 1 監査の方法の概要  
会計監査について、帳簿及び関係書類の閲覧などにより、決算書の正確性の妥当性を検討しました。
- 2 上記監査の結果、当会会計処理が適正であることを認めます。

令和 6 年 6 月 6 日

京都市居住支援協議会

監事

奥本喜裕



## 第 3 号議案

## 令和 6 年度事業計画

## 1 高齢者への居住支援の取組

## (1) すこやか賃貸住宅及び協力店

すまい探しの相談に対し、「京都市すこやか住宅ネット」のホームページに掲載されている空き住戸、特に低廉な家賃の住宅が少なく、相談者の要望に沿う住宅の紹介が掲載している住戸だけでは難しいという課題がある。

紹介できる空き住戸を増やすため、昨年度より、家主や不動産事業者に対して、空き住戸の活用や情報収集の働きかけを強化する取組を始めており、今年度も引き続き実施していく。

また、空き住戸等の情報更新がされていない登録住宅に対して、引き続き整理を行っていく。

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新を行っていない事業者に対するメールなどによる声掛けを実施</li> <li>・すこやか住宅ネットのウェブサイトを通じた情報提供</li> <li>・賃貸住宅賃貸人へのダイレクトメール発送による登録勧奨</li> <li>・すこやか住宅ネットを通じた賃貸人及び協力店へのメールマガジンの発信</li> <li>・賃貸住宅の家主への空き家・空き室の活用の働きかけ</li> </ul>

## (2) 高齢者すまい・生活支援事業

本協議会では、平成 26 年度より社会福祉法人と不動産事業者がタッグを組み、単身高齢者の見守り等を行うことで円滑に住居を確保する「京都市高齢者すまい・生活支援事業」に取り組んでいる。

高齢者の住替えニーズは依然として高く、今後も居住支援ニーズは更に高まっていくものと思われるものの、居住支援協議会の国庫補助額は年々減少しており、令和 6 年度の当初補助額は令和 3 年度の 3 分の 1 以下となっていることから、当該事業においても国庫補助に頼らない事業運営を進めていく必要がある。

国においては、当該事業と同様の役割を果たす見守り支援等を行う居住支援法人の活動へ国庫補助等の支援が行われていることから、当該事業における居住支援法人との連携について検討していく。

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業運営委員会の事務局を一般社団法人京都市老人福祉施設協議会が担い、四半期ごとに参画団体が参加する作業部会を開催し、本事業の実施状況の確認を行う。</li> <li>・不動産 4 団体及び福祉 3 団体は、参画事業者の登録促進に向け、本事業の普及啓発を行う。</li> <li>・国庫補助に頼らない運営方法を始めとした当該事業の今後の在り方について検討</li> </ul>

	を行う。
新規	・本事業参画の社会福祉法人及び不動産事業者と居住支援法人との連携を深めるための研修を行う。

### (3) 高齢期の住まいの相談会

これまで、協議会会員である不動産団体、福祉団体、行政機関のそれぞれの担当者がチームを組み、高齢期の住まいに関する相談に対応することで幅広い情報提供を行い、高齢者の相談に応えてきた。しかし、同時に3分野（不動産、福祉、行政）の相談ができるというメリットがある反面、急ぎのすまい探しなど年4回の相談会のタイミングに合わない相談が多く、参加件数も減少傾向にあった。

併せて、令和5年度からは京安心すまいセンターの相談体制も強化され、福祉との連携、不動産事業者との連携が進む中で、センターをワンストップ窓口として、福祉、不動産、行政のネットワーク連携によるタイムリーな相談対応が可能となっていることから、京安心すまいセンターにおける相談業務において、相談会と同等の役割を果たしていくこととする。

区分	内容
見直し	・京安心すまいセンターが住まいのワンストップ窓口として不動産団体及び福祉団体と連携して対応することで、相談会と同等の役割を果たしていくこととし、相談会の開催は休止する。

## 2 障害者に対する居住支援の取組

令和5年度に引き続き、障害者への居住支援の拡大に向け、保健福祉局障害福祉推進室及び障害福祉団体との協力関係の構築を進め、具体的な取組に向けた検討を進めていく。

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者すまい・生活支援事業の作業部会等に保健福祉局障害福祉推進室が出席し、障害者への居住支援の拡大に向け、情報や意見交換を行う。</li> <li>・京都市障害者自立支援協議会との連携を深めるため、引き続き居住支援協議会の取組状況を報告のうえ情報交換を行う。</li> <li>・すこやか賃貸住宅の障害者版について、すこやか賃貸住宅の障害者への拡大に伴い、協力店及び物件登録促進を進める。</li> </ul>

## 3 相談業務の強化

住宅確保要配慮者への住まいに関する情報提供や相談先の案内だけでなく、相談内容を詳しく聞き取り、関係機関と事前相談・事前調整を行う等、緊密に連携し、相談内容に適切に対応できる不動産事業者や居住支援法人等とのマッチングを行う。

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者及び低額所得者を中心とする住宅確保要配慮者を対象に、窓口又は電話等で相談を受け付け、すこやか賃貸住宅・協力店、居住支援法人、福祉施策等の必要な情報提供を行う。</li> <li>・高齢や障害その他の事情により、単独で不動産事業者等の選択や訪問又は連絡が難しい相談者については、希望する物件や経済状況を聴取するとともに、相談内容に応じられる不動産事業者や居住支援法人等とのマッチングを行う。</li> </ul>
新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに住宅確保要配慮者である子育て世帯を対象に加え、すこやか賃貸住宅等の紹介を行う。</li> </ul>

#### 4 居住支援法人との連携及び活動促進

京都市居住支援協議会のオブザーバーとして御参画をいただいております。高齢者や障害者のほか、多様な属性の居住ニーズに対応していくため、居住支援ネットワークの強化に向け、各法人との連携を更に深める。

また、居住支援法人の更なる増加に向け周知を行うとともに、新規法人の情報発信を行う。

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市居住支援協議会へオブザーバーとして参加していただく。</li> <li>・各居住支援法人の情報を、京都市すこやか住宅ネットを通じて情報提供する。</li> <li>・各居住法人との個別の情報交換を進めていく。</li> <li>・居住支援法人連絡会の実施</li> <li>・居住支援法人の支援対象や活動内容を一覧化した個票を作成し、京都市すこやか住宅ネットを通じて情報提供する。</li> <li>・新規指定居住支援法人への面談を行い、個票を作成し情報発信を行う。</li> <li>・居住支援法人の個票の更新や成約状況を把握するため、必要に応じてアンケート調査を実施する。</li> </ul>

#### 5 居住支援事業の周知等

##### (1) 研修等への講師派遣

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉団体等からの依頼に応じ、研修会等に講師派遣を行い、居住支援事業の周知や連携促進を図る。</li> </ul>

##### (2) 事業周知の取組

区分	内容
継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民しんぶん、チラシ、ホームページ等による周知・普及啓発を実施する。</li> <li>・周知チラシの市内全戸回覧を年2回行う。</li> </ul>

## 6 家主に対する働きかけ

賃貸住宅の家主へのアンケートを実施した結果、賃貸住宅の空室を抱えているにも関わらず、高齢者、障害者等への賃貸を行っていない家主がいることが判明したため、こういった家主に住宅確保要配慮者に関する情報を届けていくことにより、民間賃貸住宅への円滑な入居につなげる。

区分	内容
継続	・活用されていない空き家・空き室の掘り起こし対策として、家主向けのチラシを作成し、市内全戸回覧を年2回実施する。
新規	・家主向けに空き家・空き室の居住支援活用への理解促進及び入居につなげるためのセミナー及び相談会を開催。

## 7 その他

### (1) 子育て世帯の登録住宅等の追加

区分	内容
新規	・現行の高齢者、障害者、低額所得者に加え、子育て世帯をすこやか住宅ネットに掲載している協力店の情報に追加登録し情報発信を行う。

### (2) 京都市すこやか住宅ネットのウェブサイトの改修・更新

区分	内容
継続	・コンテンツを充実し、ウェブサイトの情報を拡充

## 第4号議案

**令和6年度収支予算書**  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科目	予算額	備考
<b>I 収入の部</b>		
負担金	500,000	京都市負担金
広告料	220,000	不動産4団体バナー広告料
預金利息	10	
国庫補助	2,750,000	国交省(住宅確保要配慮者居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業)
当期収入合計…(A)	3,470,010	
前期繰越収支差額…(B)	1,231,517	
収入合計…(A)+(B)=(C)	4,701,527	
<b>II 支出の部</b>		
<b>1 事業費</b>		
(1) すこやか住宅ネットの取組周知の拡大	1,040,000	地域回覧配送費1回(300千円)、チラシ印刷1回(350千円) セーフティネットDM(印刷20千円、配送350千円、封筒等20千円)
(2) 高齢者すまい・生活支援事業	950,000	運営委員会事務局経費(210千円)、社会福祉法人活動経費(640千円) 会場費(50千円)、講師謝礼(50千円)
(3) 家主に対する働きかけ	750,000	地域回覧配送費1回(300千円)、チラシ印刷1回(350千円) 会場費(50千円)、講師謝礼(50千円)
(4) 子育て世帯への居住支援の拡大	100,000	システム改修(100千円)
<b>2 管理費</b>		
(1) 事務局運営	100,000	通信費(20千円)、事務用品(40千円)、振込手数料(30千円) 郵送費など(10千円)
(2) 京都市すこやか住宅ネット改修等	1,750,000	サーバー保守(150千円)、システム更新改修費(1,500千円) システム改修(100千円)
<b>2 予備費</b>	11,527	
当期支出合計…(D)	4,701,527	
当期収支差額…(C)-(D)	0	

＼空き家のままだと老朽化が進みます！／

# 空いてるお部屋 貸しませんか？

京都市居住支援協議会では、空き家、空き室を  
高齢の方などに貸していただける家主さんを探しています。

老朽化しているけど  
貸せるかしら…

高齢者に貸し出すと、  
孤独死が心配で…

一度貸したら、  
返してもらえない  
のでは…

例えば…

- ☑ 一定期間で返してもらえる制度があります。
- ☑ 週に2回見守りを行う制度があります。

その他、持ち家(賃貸・売却など)のお悩みについてもご相談いただけます。

そのお悩み、  
お任せ  
ください！

京都市居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づく公的な団体です。  
京都市・不動産団体・福祉関係団体等で構成されています。



まずは、お気軽にお電話ください！

京(みやこ)安心すまいセンター

TEL.075-744-1315



# こんな方も ご相談ください!

## リフォームなどをお考えの方

リフォームやすまい探しなどに詳しい  
安心できる建築や不動産事業者(安すま  
パートナー)が探せます。



「安すまパートナー選定支援システム」

安すまパートナー



## お部屋探しでお困りの方

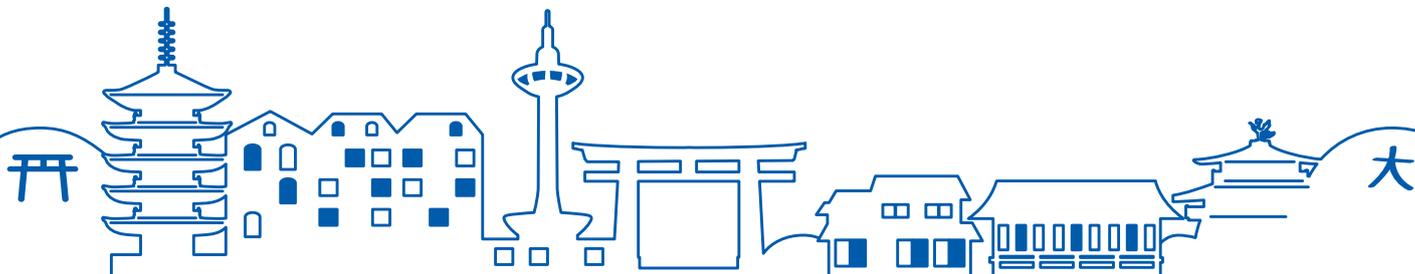
高齢の方、障害のある方、生活保護を  
受給されている方などで、賃貸住宅を  
借りられずお困りの場合は、協力的な  
不動産事業者や入居しやすい民間賃貸  
住宅を紹介します。

すこやか賃貸住宅

セーフティネット住宅

居住支援法人のご紹介

京都市すこやか住宅ネット



京安心すまいセンターは、京都市から委託を受けた京都市のすまいのワンストップ総合窓口です。

ご相談は、京安心すまいセンターまで

TEL.075-744-1315



京都市すこやか住宅ネット 京都市居住支援協議会事務局

京(みやこ)安心すまいセンター

MIYAKO ANSHIN SUMAI CENTER

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
(河原町五条下る東側)ひとまち交流館 京都 地下1階

開館時間 午前9時30分～午後5時

休館日 水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始





# こんな方も **ご相談** ください!

借主様向け

## お住まい探しにお困りの方

- 高齢の方、障害のある方、生活保護の方
- 賃貸住宅を借りられずお困りの場合は、協力的な不動産事業者や入居しやすい民間賃貸住宅を紹介します。

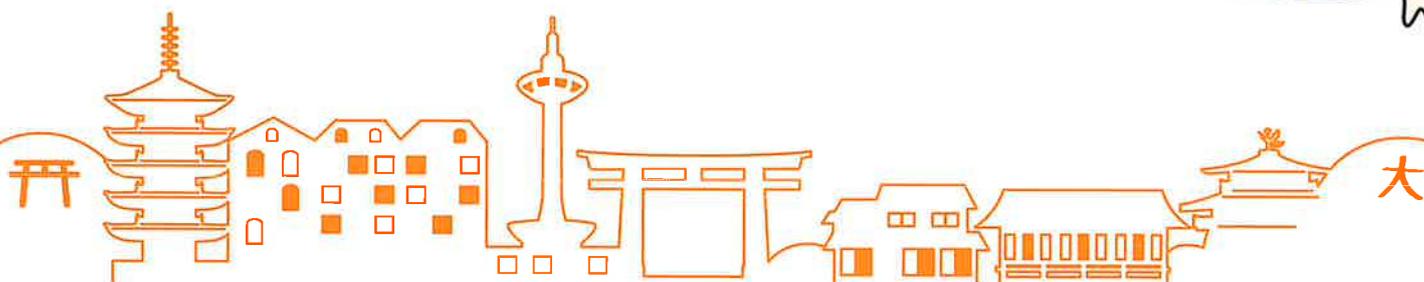
京都市すこやか住宅ネット



家主様向け

## 空いている お家・お部屋を貸しませんか?

京都市居住支援協議会では、空き家、空き室を高齢の方などに貸していただける家主さんを探しています。



京都市居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づく公的な団体です。  
京都市・不動産団体・福祉団体等で構成されています。

ご相談は、京安心すまいセンターまで

TEL.075-744-1315



京都市すこやか住宅ネット 京都市居住支援協議会事務局

京(みやこ)安心すまいセンター

MIYAKO ANSHIN SUMAI CENTER

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
(河原町五条下る東側)ひと・まち交流館 京都 地下1階

開館時間 午前9時30分～午後5時

休館日 水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始



## PRESS RELEASE

報道関係各位



(有)京都くらし支援センター



NPO 法人くらしコープ



(株)フラット・エージェンシー

令和5年11月吉日  
NPO 法人くらしコープ京都市居住支援協議会  
(事務局：京都市住宅政策課・京都市住宅供給公社)京都市居住支援協議会と北区の居住支援法人が相談会で初めて連携  
住宅セーフティネットの充実を図るモデル事業（告知）

**知ってほしい！** 残念なことです、障害や高齢を理由に、賃貸住宅への入居を断られるケースがあります。

**相談会を開催！** ○賃貸住宅をお探し・お困りの障害者、高齢者など  
○空き家や、空き室を活かして社会貢献したい大家さんなど

高齢者や障害者など住宅の確保に特に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）が増加する中で、多くの宅建業者が大家から「高齢者等の入居を断るように言われている」状況にあります。総人口が減少する中で公営住宅の大幅増が見込めない状況において、民間の空き家・空き室が増加傾向にあることから、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る法改正が行われました。（H29年住宅セーフティネット法改正）

この度、空き家・空き室を活かした住宅セーフティネットの充実を図るため、京都市居住支援協議会と北区の居住支援法人が連携し、相談会を開催することとなりましたので、告知をお願いいたします。

## ■相談内容

賃貸住宅をお探しの住宅確保要配慮者の方を対象とした相談  
空き家・空き室を社会に活かしたいオーナーさん向け相談

## ■相談日・会場（相談無料・一組30分程度）

令和5年12月1日（金）14：00～17：00・京都市北区役所

## ■申込先（11月24日までに要予約・先着9組）

京（みやこ）安心すまいセンター

・電話 075-744-1315 ・FAX 075-744-1637 ・MAIL info@kyoto-sjn.jp

NPO 法人くらしコープ 理事 江尻茂朗

〒603-8232 北区紫野東野町1番地5 TEL075-205-5512

E-mail npo@k-coop.jp FAX075-451-6350

■相談対応

○京都市居住支援協議会（事務局）

京都市都市計画局住宅政策課 TEL075-222-3666  
京都市住宅供給公社 TEL075-744-1315

○居住支援法人（北区）

(有)京都くらし支援センター TEL 070-8324-3227  
NPO法人くらしコープ TEL 075-205-5512  
(株)フラット・エージェンシー TEL 075-411-0669

(参考) 第2・第3・第4金曜日は居住支援法人による相談会を開催中



## その空き家・空き室を 社会に活かしませんか？



# 住宅セーフティネット相談会

京都市北区では3つの居住支援法人(※)が、高齢者、障害者、低額所得者等(要配慮者)の住まい相談、入居支援等を行っています。こうした方々の入居先となる空き家等を募集していますので、空き家等を社会に活かしたいオーナーさんや、詳しく聞いてみたい方は、気軽にご相談ください。賃貸住宅をお探しの要配慮者の方を対象とした相談会も同時開催。

※居住支援法人：要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、要配慮者に賃貸住宅への入居等に関する情報の提供、相談等の援助を行う法人として、住宅セーフティネット法に基づき都道府県が指定する。



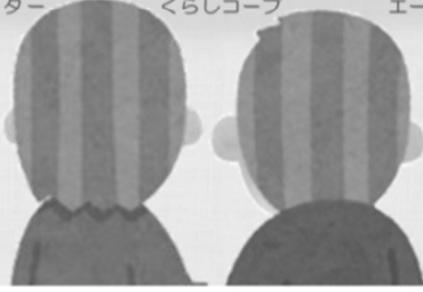
(有)京都くらし  
支援センター



NPO 法人  
くらしコープ



(株)フラット・  
エージェンシー



**相談無料。相談日の一週間前までに要予約（各先着2名）**

居住支援法人	相談日 (時間13:30から15:00)	予約連絡先
京都くらし 支援センター	毎月第2金曜日(祝日の場合前日) 7/14, 8/10, 9/8, 10/13, 11/10, 12/8, 1/12, 2/9, 3/8	TEL:070-8324-3227 FAX:075-721-7324
NPOくらしコープ	毎月第3金曜日 7/21, 8/18, 9/15, 10/20, 11/17, 12/15, 1/19, 2/16, 3/15	TEL:075-205-5512 FAX:075-451-6350
フラット・ エージェンシー	毎月第4金曜日(祝日の場合前日) 7/28, 8/25, 9/22, 10/27, 11/24, 12/22, 1/26, 2/22, 3/22	TEL:075-411-0669 FAX:075-431-0660

令和5年度【つながる 北区 Next】北区民まちづくり提案支援事業として採択されています。  
本チラシ（発行）に係る問合せは、上記支援事業申請者の、NPO法人くらしコープまで。

**令和5年度  
相談会連携  
7月スタート**

空き家・空き室を活用した住宅セーフティネットの充実を図るため、3つの居住支援法人が相談会の連携をスタートします。

2024年1月31日

京都市居住支援協議会 会長 前田 史浩 様

京都市下京区柳馬場通松原下ル忠庵町310番地

株式会社システム創見 代表取締役 桑原 人司

## 2023年度京都市すこやか住宅ネットホームページ低所得者追加改修業務 作業完了報告書

下記の通り、

「2023年度京都市すこやか住宅ネットホームページ低所得者追加改修業務」に関する作業が完了したことをご報告いたします。

1. 協力店/賃貸人の「高齢者/障害者」の項目に「低所得者」の選択項目を追加して、登録/表示ができるようにします。

### 1) 協力店/賃貸人一覧

- ・[管理サイト]トップページ > 協力店/賃貸人  
協力店/賃貸人の一覧表示を表示します。

協力店/賃貸人

検索条件に「低所得者」を追加

項目名を「対象者」に変更

一覧表示に「低所得者」を追加

ID	協力店名称/賃貸人名称	対象者	TEL	状態	更新日	削除
340	テスト	高齢者、障害者、低所得者	0751112222	承認	2024/1/22	<input type="checkbox"/>
341	テスト2	障害者、低所得者	0753511920	承認	2024/1/22	<input type="checkbox"/>
342	テスト3	低所得者	0753511920	承認	2024/1/19	<input type="checkbox"/>

チェックしたデータを削除

CSV出力

※次ページに続く

※前ページからの続き

一覧画面より「CSV出力」ボタンをクリックで出力した協力店／賃貸人一覧の「高齢者／障害者」項目に「低所得者」を出力できるようにします。

341	テスト2	障害者、低所得者	0753511920	承認	2024/1/22	<input type="checkbox"/>
342	テスト3	低所得者	0753511920	承認	2024/1/19	<input type="checkbox"/>

全3件中1~3件表示 << 前へ 次へ >>

登録している協力店／賃貸人を CSV ファイルに出力します。

CSV出力

タイトルを「対象者」に変更し、「低所得者」を出力

1	A	B	C	D	E	F	G
	ID	協力店/賃貸人	役職名	氏名	協力店名称/賃貸人名称	対象者	郵便番号
272	340	協力店	テスト	テスト	テスト	高齢者、障害者、低所得者	6008068
273	341	賃貸人			テスト2	障害者、低所得者	6008068
274	342	協力店	テスト3	テスト3	テスト3	低所得者	6008068

## 2) 詳細画面の表示

・[管理サイト]トップページ > 協力店／賃貸人 > 詳細

一覧画面より「協力店名称／賃貸人名称」クリックで詳細を表示します。

### 協力店/賃貸人

トップページ > 協力店/賃貸人 > 詳細

ログインID	必須	test9999	パスワード	必須	ej6d5(+W)
協力店/賃貸人	必須	協力店	対象者	必須	高齢者、障害者、低所得者
申請者役職名	必須	テスト	申請者氏名(営業所の代表者)	必須	テスト
協力店名称/賃貸人名称	必須	テスト			

タイトルを「対象者」に変更し、「低所得者」の表示を追加

## 3) 編集画面の表示

・[管理サイト]トップページ > 協力店／賃貸人 > 編集

詳細画面の「編集する」ボタンをクリックするか、一覧画面の「新規登録」ボタンで編集画面を表示します。

### 協力店/賃貸人

トップページ > 協力店/賃貸人 > 編集

ログインID	必須	test9999	パスワード	必須	ej6d5(+W)
協力店/賃貸人	必須	<input checked="" type="radio"/> 協力店 <input type="radio"/> 賃貸人	対象者	必須	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 低所得者
申請者役職名	必須	テスト	申請者氏名(営業所の代表者)	必須	テスト

タイトルを「対象者」に変更し、「低所得者」のチェックボックスを追加

#### 4) 登録申請フォームの表示

高齢者／障害者の欄に低所得者のチェックボックスを追加します。

・[PCサイト]Home > 事業者の方へ > 協力店申請フォーム

京都市 すこやか住宅ネット

文字サイズ 標準 拡大 ・ サイトマップ ・ ご意見・ご要望 ・ 事業者の方はこちら

→ ホーム → すこやか住宅ネットについて → 住宅を探す → お知らせ → お役立ち情報

Home > 事業者の方へ > 協力店申請フォーム

事業者の方へ

- 登録に当たって
- 協力店一覧
- 協力店登録申請フォーム
- 賃貸人登録申請フォーム
- 障害のある方の一人暮らし事例紹介
- 登録マニュアル[PDF]

### 事業者の方へ

#### 協力店登録申請フォーム

「※」印の項目については、京都市居住支援協議会のホームページ（「登録住宅紹介ページ」及び「協力店一覧ページ」）で公開されます。

申請者(営業所等代表者)

役職名

氏名

協力店

※協力店名称 (営業所名等) 必須

※対象者 必須  高齢者  障害者  低所得者

タイトルを「※対象者」に変更し、「低所得者」のチェックボックスを追加

・[PCサイト]Home > 事業者の方へ > 協力店申請フォーム

京都市 すこやか住宅ネット

文字サイズ 標準 拡大 ・ サイトマップ ・ ご意見・ご要望 ・ 事業者の方はこちら

→ ホーム → すこやか住宅ネットについて → 住宅を探す → お知らせ → お役立ち情報

Home > 事業者の方へ > 賃貸人登録申請フォーム

事業者の方へ

- 登録に当たって
- 協力店一覧
- 協力店登録申請フォーム
- 賃貸人登録申請フォーム
- 障害のある方の一人暮らし事例紹介

### 事業者の方へ

#### 賃貸人登録申請フォーム

申請者

氏名 (回体にあつては、名称及び代表者名) 必須

対象者 必須  高齢者  障害者  低所得者

タイトルを「対象者」に変更し、「低所得者」のチェックボックスを追加

### 5) 協力店一覧にアイコンの表示

一覧の協力店名の横に低所得者アイコンの表示を追加します

・[PCサイト] Home > 事業者の方へ > 協力店一覧

京都市 すこやか住宅ネット

文字サイズ 標準 拡大 ・ サイトマップ ・ ご意見・ご要望 ・ 事業者の方はこちら

→ ホーム → すこやか住宅ネットについて → 住宅を探す → お知らせ → お役立ち情報

Home > 事業者の方へ > 協力店一覧

事業者の方へ

- 登録に当たって
- 協力店一覧
- 協力店登録申請フォーム
- 賃貸人登録申請フォーム
- 障害のある方の一人暮らし事例紹介
- 登録マニュアル(PDF)

### 協力店一覧

- 京都市北区
- 京都市上京区
- 京都市左京区
- 京都市中京区
- 京都市東山区
- 京都市山科区
- 京都市下京区
- 京都市南区
- 京都市右京区
- 京都市西京区
- 京都市伏見区
- 京都市外

#### 京都市北区

テスト **高** **障** **低** 「低所得者」アイコンを表示する。

住所 : 〒600-8068 京都市北区△△町  
電話番号 : 075(111)2222  
物件数 : 0件

・[携帯サイト] ホーム > 協力店を探す

京都市 すこやか住宅ネット

PCサイト メニュー

ホーム > 協力店を探す

### 協力店を探す

#### 京都市北区

閉じる

テスト **高** **障** **低** 「低所得者」アイコンを表示する。

物件数: 0件

## 6) 協力店・賃貸人詳細の表示

協力店・賃貸人詳細画面に低所得者の表示を追加します。

・[PCサイト] Home > 事業者の方へ > 協力店・賃貸人詳細

京都市 すこやか住宅ネット

文字サイズ 標準 拡大 ・ サイトマップ ・ ご意見・ご要望 ・ 事業者の方はこちら

→ ホーム → すこやか住宅ネットについて → 住宅を探す → お知らせ → お役立ち情報

Home > 事業者の方へ > 協力店・賃貸人詳細

事業者の方へ

- 登録に当たって
- 協力店一覧

### 協力店詳細

協力店名称 (営業所名等)	テスト
<b>対象者</b>	<b>高齢者、障害者、低所得者</b>

・[携帯サイト] ホーム > 協力店を探す > 協力店詳細

京都市  
すこやか住宅ネット

PCサイト メニュー

ホーム > 協力店を探す > 協力店詳細

### 協力店詳細

協力店名称 (営業所名等)	テスト
<b>対象者</b>	<b>高齢者、障害者、低所得者</b>



# 高齢、障がいを理由に 入居お断りしまへん

## 京都市の「すこやか住宅ネット」

京都市は、民間賃貸住宅を借りにくい高齢者や障がい者の住み替えを支援している。行政と民間団体が連携して入居を拒まない物件を紹介し、入居後の「見守り」サービスも提供。「進んだ取り組み」と注目を集めている。

# 協力店が賃貸物件提供

## 生活支援で家主に安心感

支援を担っているのは「京都市すこやか住宅ネット(市居住支援協議会)」。住宅確保に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑入居を進める「住宅セーフティネット法」に基づき、2012年に設立。市や不動産と福祉関係の団体、市住宅供給公社(京安心すまいセンター)で構成する。

入居を拒まないすこやか賃貸住宅の物件や、仲介する不動産事業者(協力店)の登録情報をネット上で提供するほか、京

生活支援では社会福祉法人などと連携し、定期的な自宅訪問や安否確認など「見守り」を行う。病气や孤独死、火の不始末などの事故を心配して、高齢者らに貸したがらない家主にも安心感を持つてもらうためだ。

主な事業は、①「すこやか賃貸住宅」の運用②入居者の生活支援③高齢者向け住まい相談会開催

入居を拒まないすこやか賃貸住宅の物件や、仲介する不動産事業者(協力店)の登録情報をネット上で提供するほか、京

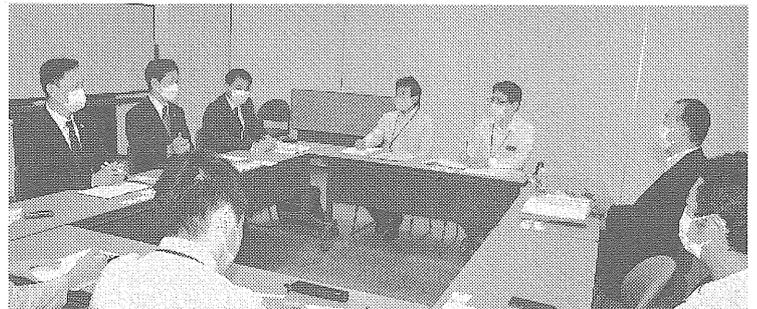
すこやか賃貸住宅の登録は、昨年度(今年2月末)で約5500戸、協力店は176件となり、いずれも前年度よりも増えた。京安心すまいセンターでの居住支援相談は年々倍増の勢いで増加している。昨年度は500件に上り、22%が障がいのある人からだった。



居住支援法人フラットエージェンシーの吉田光一会長は、市内では高齢者が多く住む古いアパートなどの取り壊しが進んでいるため、住宅確保は今後、ますます深刻化するのでは指摘する。その上で、「住宅紹介と福祉

## 公明、サービス拡充を推進

公明党京都市会議員団(湯浅光彦団長)は、同ネットのサービス拡充を推進してきた。障がい者を支援対象に含めることに関して、青野仁志、兵藤慎秩、国本友利(当時)の各議員が、議会質問を通じ実現につなげた。今後は、要支援者への同ネットの周知や、生活支援の未実施地域解消に向けた福祉団体との連携強化などの課題解決へ、後押ししたいとしている。



昨年10月、「京都市すこやか住宅ネット」の運営を巡り行政、居住支援法人の関係者と意見交換する(左から)兵藤、青野、国本(当時)の各公明市議

団体との連携は重要な」と話している。



## 京都市居住支援協議会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、京都市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく協議会として、高齢者を中心とする住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する措置について協議し、実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進するとともに、豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び当該住宅の媒介を行う事業者の情報収集
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に資する情報の提供及び相談等の実施
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅確保要配慮者の受入への不安解消を図る施策等の情報提供及び意識啓発セミナーの開催
- (4) 住宅確保要配慮者に対する住宅及び福祉施策等の知見の共有
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する新たな入居支援方策の検討
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

### 第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、京都市都市計画局住宅室長の職にある者をもって充てる。

- 2 その他の役員は、総会で選任する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会を招集して議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

### 第3章 組織

(総会)

第9条 本会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
  - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
  - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 会員の変更に関すること。
  - (5) その他本会の運営に関する重要事項を決定すること。

(定足数等)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議長又は他の会員に、その権限の行使を委任することができる。この場合、委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第11条 本会は、第3条に規定する活動を円滑に行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、会員が推薦する者をもって構成する。

- 3 委員長は、会長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括し、委員会を招集して議長となる。
- 5 委員会において、議決事項が生じた場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### (事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、京都市都市計画局住宅室住宅政策課及び京都市住宅供給公社 京（みやこ）安心すまいセンターに事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第4章 会計

#### (経費)

第13条 本会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

#### (会計及び資産帳簿の整備)

- 第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

#### (監査及び報告)

第16条 監事は、会計年度終了後2ヶ月以内に会計監査を行い、総会に報告しなければならない。

### 第5章 雑則

#### (秘密保持)

第17条 委員は、本会の活動を通じて又は関連して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年9月13日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年5月18日から施行する。

この会則は、平成28年5月2日から施行する。

## 別表

区 分	会 員
不動産関係団体	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
福祉関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
行政等	京都市住宅供給公社 京都市保健福祉局 京都市都市計画局